

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 授業は、専門科目及び教養科目に分けて行う。</p> <p>第5条 <u>第1年次及び第2年次においては、教養科目として、別に教授会で定める単位を修得しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、第1年次又は第2年次においては、専門科目のうちから教授会で定める科目を履修しなければならない。</u></p> <p>第6条 教養科目の単位数、配当及び授業時数は、別に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第17条 教養科目の試験については、別に定めるところによる。</p> <p>第18条 <u>第5条第1項に定める単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなければ、第3年次に配当される専門科目を履修することができない。</u></p> <p>2 <u>第3年次までに配当される専門科目のうち、教授会で定める科目数を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、第4年次に配当される専門科目を履修することができない。</u></p> <p>3 <u>第4年次までに配当されるすべての専門科目を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、臨床実習を履修することができない。</u></p> <p>第19条 <u>専門科目の受験資格並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。</u></p> <p>第20条 6年以上在学して、<u>第5条第1項に定める単位を修得し、かつ、専門科目の全試験に合格した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>看護学専攻 <u>128単位</u></p> <p>検査技術科学専攻 <u>125単位</u></p> <p>理学療法学専攻 <u>124単位</u></p> <p>作業療法学専攻 <u>125単位</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p>第5条 削除</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>第18条 <u>専門科目の受験資格並びに試験の期日及び方法は、教授会で定める。</u></p> <p>第19条 <u>教授会で別に定める要件を満たし、かつ、教授会の認定を受けた者でなければ、上位の年次に進級することができない。</u></p> <p>第20条 6年以上在学して、<u>教授会で別に定める教養科目の単位を修得し、かつ、すべての専門科目を修了した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>看護学専攻 <u>138単位</u></p> <p>検査技術科学専攻 <u>136単位</u></p> <p>理学療法学専攻 <u>134単位</u></p> <p>作業療法学専攻 <u>135単位</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第24条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>